

平成27年度遊佐町人事行政運営状況

遊佐町人事行政運営等の状況の公表に関する条例により、次の事項について公開します。

職員の給与の状況

人件費（普通会計決算） ※実質収支とは、形式収支（歳入－歳出）から翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算額です

区分	住民基本台帳人口（各年度末）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B/A）
26年度	14,800人	71億9900万円	3億1,243万円	12億6,460万円	17.60%
27年度	14,561人	83億9,890万円	3億3,140万円	12億3,924万円	14.75%

職員給与費（平成28年度一般会計予算） ※各数値の端数は四捨五入のため合計は一致しません。

職員数（A）	給 与 費				1人当たり給与費（B/A）
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
140人	5億1,319万円	5,745万円	2億34万円	7億7,097万円	551万円

職員の平均給料と平均年齢（平成27年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
遊佐町	307,556円	41.1歳	314,913円	46.2歳
国	334,283円	43.5歳	289,141円	50.2歳

職員の初任給（平成27年4月1日現在）

区 分	遊 佐 町	国	
一般行政職	大学卒	178,400円	174,200円
	高校卒	145,500円	142,100円
技能労務職	高校卒	142,900円	—

特別職の報酬等（平成27年4月1日現在）

区分	町長	副町長	議長	副議長	議員
給料（月額）	713,700円	556,200円	—	—	—
報酬（月額）	—	—	293,000円	238,000円	215,000円
期末手当（支給割合）	6月期	1.40月			
	12月期	1.60月			

期末・勤勉手当の支給割合（平成27年4月1日現在）

区分	遊佐町			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.20月	0.70月	1.90月	1.225月	0.72月	1.945月
12月期	1.40月	0.85月	2.25月	1.375月	0.72月	2.095月
計	2.60月	1.55月	4.15月	2.60月	1.44月	4.04月

職員の保健事業・福利厚生事業

主な給付事業（表は平成27年度中 単位：人）

対象	事業名	人数	実施主体
職員の死亡	埋葬料	0	共済組合
	遺族共済年金	0	
	弔慰金	0	互助会
職員の傷病	法定給付	—	共済組合
	高額療養費	—	
	一部負担金払戻金	—	互助会
	一部負担金補助金	—	
職員の出産	出産費	1	共済組合
職員の休業	傷病手当金	1	共済組合
	育児休業手当金	2	
	介護休業手当金	0	

主な保健事業（平成27年度中 単位：人）

事業名	事業概要	人数	実施主体
健康診断	定期健康診断	133	町・共済組合・互助会
	特定健康診査（40歳以上）	70	
	胃がん検診	59	
	大腸がん検診	59	
	肺がん検診	0	
	前立腺がん検診	17	
	骨密度測定	46	
	PET検診	3	
保健指導	特定保健指導（該当者）	13	共済組合
人間ドック	退職予定の希望者	8	互助会
	40歳、50歳の希望者等	12	
脳ドック	45歳以上の希望者	3	
相談研修	メンタルヘルス電話相談	—	共済組合
	メンタルヘルス研修	4	

地方公務員等共済組合法のもと、山形県市町村職員共済組合が事業を実施しています。また、山形県市町村職員互助会が事業等を補充します。福利厚生事業は遊佐町職員労働組合にも委託され、同組合が独自に事業を実施しています。共済組合→山形県市町村職員共済組合 互助会→山形県市町村職員互助会

職員の勤務時間・勤務条件

勤務時間（平成27年4月1日現在）

勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時	7時間45分

休暇制度

年次有給休暇

平均取得日数 職員1人当たり	8.6	平成27年1月1日～平成27年12月31日
-------------------	-----	-----------------------

※1年につき20日間を付与（前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年繰越）

育児休業制度（平成27年度中 単位：人）

区 分	男	性	女	性	計
育児休業	0	2	2	2	2
部分休業	0	0	0	0	0
育児短時間勤務	0	0	0	0	0

※取得期間・時間中は無給

職員の利益保護

公務災害（平成27年度中 単位：人）

加入団体	区分	認定件数	災害概要
地方公務員災害補償基金山形県支部	公務	4	
	通勤	-	

公平委員会（平成27年度中）

勤務条件に関する措置の要求件数	0
不利益処分に関する不服申し立て件数	0

職員の分限・懲戒処分

分限処分者数（平成27年度中 単位：人）

降 格	降 任	休 職	免 職	処 分 事 由
0	0	1	0	病気による休職

懲戒処分者数（平成27年度中 単位：人）

戒 告	減 給	停 職	免 職	処 分 事 由
0	0	0	0	-

職員の任免・職員数

部門別職員数の状況（各年度4月1日現在）（単位：人）

部門・区分	職員数				
	平成25年	平成26年	平成27年	対26年増減数	
一般行政	議会	2	2	2	0
	総務	30	31	31	0
	税務	11	10	10	0
	民生	27	29	28	△1
	衛生	12	13	13	0
	農林水産	12	11	11	0
	商工	3	3	4	1
	土木	7	8	8	0
	小計	104	107	107	0
	特別行政	教育	34	33	29
小計	34	33	29	△4	
一般会計 計	138	140	136	△4	
公営企業会計特別会計	水道	3	3	3	0
	下水道	3	3	3	0
	その他	10	10	11	1
小計	16	16	17	1	
合 計	154	156	153	△3	

職員の研修

派遣研修（平成27年度中 単位：人）

派遣先	人数	研修内容
山形県市町村職員研修所	27	課長級職員研修、他
庄内広域行政組合	15	中級職員研修、他
その他研修	16	交通安全研修、他
計	58	

職員の服務

①営利企業等への従事許可
地方公務員法の規定により、職員は任命権者の許可を受けなければ営利企業の役員等への就任、自ら営利企業を営むこと及び報酬を得て事業に従事することができません。これは、職員の職務専念義務が損なわれることを未然に防止するため、また、職務の公正を確保し、職の信用を保持するための規制措置です。許可される場合の主な例として、職員が農業に従事する場合などがあります。

②職務専念義務の免除
地方公務員法の規定により、法律その他条例に特別の定めがある場合を除き、職員はその勤務時間中、職務に専念する義務が課せられています。例外的に職務専念義務が免除されるのは、研修を受ける場合や厚生に関する計画の実施に参加する場合などがあります。